

◎新潟県告示第192号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和8年3月17日から令和8年3月31日まで上越市漁業協同組合名立支所において縦覧に供する。

令和8年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県上越市名立区名立小泊262番地
 大門 燈一
新潟県上越市名立区名立大町208番地3
 鈴木 栄一
新潟県上越市名立区名立大町1303番地1
 板谷 憲
- 2 加入区
名立加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上越市漁業協同組合